

別表

交付の対象となる事業、補助対象経費及び交付金額

区分	交付の対象となる事業	補助対象経費	交付金額
太陽熱利用	<p>1. 環境省の定める二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）交付要綱（平成28年4月1日付け環政計発第1604017号）第3条及び再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業実施要領（平成28年4月1日付け環政計発第1604018号）の規定に基づき、公益財団法人日本環境協会が定めた令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）交付規程（以下「熱自立交付規程」という。）第3条第1項第1号に定めるもの（以下「第1号事業」という。）のうち太陽熱利用の設備を県内の医療・福祉施設等に導入する事業で、同規程に基づき交付決定を受けたもの</p>	<p>熱自立交付規程に定める対象事業費の合計額</p>	<p>ア 事業実施者が市町村（市町村により設立された地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）の場合 補助対象経費の6分の1以内の額 イ 事業実施者がアに掲げる者以外の者の場合 補助対象経費の4分の1以内の額 なお、ア及びイともに精算時に交付決定額からの増額はしないものとする。</p>
	<p>2. 熱自立交付規程第3条第1項第3号に定めるもの（以下平成31年度の例により「第6号事業」という。）のうち太陽熱利用の設備を県内の医療・福祉施設等に導入する事業で、同規程に基づき交付決定を受けたもの</p>	<p>熱自立交付規程に定める対象事業費の合計額</p>	<p>ア 熱自立交付規程別表第1再生可能エネルギー事業者支援事業費（第6号事業）の項第4欄ウの（エ）の要件をいずれも満たしていると認められる者の場合 補助対象経費の6分の1以内の額 イ 事業実施者がアに掲げる者以外の者の場合 補助対象経費の4分の1以内の額 なお、ア及びイともに精算時に交付決定額からの増額はしないものとする。</p>

区分	交付の対象となる事業	補助対象経費	交付金額
地熱 ・ 地中熱利用	1. 第1号事業のうち地熱利用又は地中熱利用の設備を県内の公共施設等に導入する事業で、同規程に基づき交付決定を受けたもの	熱自立交付規程に定める対象事業費の合計額	ア 事業実施者が市町村の場合 補助対象経費の6分の1以内の額 イ 事業実施者がアに掲げる者以外の者の場合 補助対象経費の4分の1以内の額 なお、ア及びイともに精算時に交付決定額からの増額はしないものとする。
	2. 第6号事業のうち地熱利用又は地中熱利用の設備を県内の公共施設等に導入する事業で、同規程に基づき交付決定を受けたもの	熱自立交付規程に定める対象事業費の合計額	ア 熱自立交付規程別表第1再生可能エネルギー事業者支援事業費（第6号事業）の項第4欄ウの（エ）の要件をいずれも満たしていると認められる者の場合 補助対象経費の6分の1以内の額 イ 事業実施者がアに掲げる者以外の者の場合 補助対象経費の4分の1以内の額 なお、ア及びイともに精算時に交付決定額からの増額はしないものとする。
水素 等 地中熱利用	経済産業省の定める燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金交付要綱（平成21・03・06財資第9号）第2条の規定に基づき一般社団法人燃料電池普及促進協会が定めた燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金（家庭用燃料電池システム導入支援事業）交付規程（以下「燃料電池交付規程」という。）第4条に定める設備を導入する事業で、同規程に基づき交付決定を受けたもの（設備の更新の場合を除く。）	燃料電池交付規程に定める対象事業費から同規程に基づき受けた交付決定額を除いた額	1件当たり10万円（補助対象経費が10万円未満の場合は、その金額）以内の額

詳細な事業内容等については、島根県再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金交付要綱及び各国庫補助金の交付規程を参照ください。